

上島町行政改革推進委員会 答申

3月30日、第3回上島町行政改革推進委員会がせとうち交流館で開かれ、『上島町行政改革推進に関する答申書』の内容確認を行い、その後町長室にて町長へ答申書の提出を行いました。

この委員会は、行政改革の推進に関することを、町長の諮問に応じて調査・審議、意見の具申をすることを目的に設置されたもので、行政改革大綱に基づいた進捗状況について、平成18年度から21年度まで定期的に委員会を開催し、審議を重ねてきました。

当日は、益田委員長から上村町長へ答申書を手渡し、今後の要望や意見の提言などが行われました。なお上島町行政改革推進に関する答申書の内容は、次のとおりです。



上島町行政改革推進に関する答申書

平成22年3月30日
上島町行政改革推進委員会

上島町が策定した「上島町行政改革大綱」の素案に基づき、町長から委嘱された10名の町民代表からなる委員で構成された「上島町行政改革推進委員会」が平成17年12月に設置された。

当委員会は、平成18年3月行政改革を推進する

ための諸事項に関して、あらゆる角度から精査・審議を重ね、「上島町行政改革大綱」、および「上島町行政改革実施計画」を作成し、実施項目・内容、目標達成年度を設定、達成状況を数値化し、推進状況の進展に努めてきた。

その後、実施計画を基に、「行政改革推進本部」で具現化を図り、着実に推進するために主体的に取り組んできた。

行政改革の基本方針、

1. 「町民に目線を置いた公正で開かれた行政の展開」

2. 「時代にあった簡素で効率的な行政の徹底」

3. 「社会経済の変化に柔軟で的確に対応する行政の確立」

を視点に置き、下記の6項目を改革重点項目として明確に位置づけた。

- (1) 事務事業の整理・合理化
- (2) 行政組織・機構の見直し
- (3) 定員管理及び給与等の適正化
- (4) 財政構造の体質強化
- (5) 協働のまちづくりの推進
- (6) 議員定数等の見直し

行政改革の推進については、行政改革推進委員会において、継続的調査・検証の実施及び確認を行いつつ、計画の実現・目標の達成に努めてきた。

改革の進め方については、庁内組織である「上島町行政改革推進本部」で、6項目の改革重点項目を更に、57の具体的実施項目に設定し、事務局及び各課・職員が主体的に取組んできた。

行政改革推進委員会は、定期的に年2回開催し、具体的実施項目について、達成度・効果・改善点等の進捗状況の説明を受け、達成に至らない項目を指摘し、改革・改善の質の向上とスピードアップを要請してきた。

しかし、まだ、16の具体的実施項目が達成され

ていない。

行政改革推進委員会の推進期間が、平成21年度末までの4年間であり、委嘱された委員の任期が平成22年3月末日をもって終了する。

まだ、達成されていない16項目の具体的実施項目を残したまま、終了することについて、改めてその責務の重大さを痛感する。

そこで、行政改革の未達成の具体的実施項目を掲げ、速やかに達成することを要望し、上島町の行政の発展を期待し、提言する。

(1) 事務事業の整理・合理化

① 町職員接客評価アンケートの結果に基づく、町民サービスと来客への対応について、さらなる指導・研修が必要である。

② 副町長の任務と職務内容の明文化を求める。

③ CATV局の使命の重要性を再認識し、その運営・運用・番組編成及び自主番組の作成等については、対応できる体制を構築すると共に、町民のニーズに答えるよう、情報通信の技術等の習得に努める。

④ 事務事業の評価システムを構築し、その実践に当たる。

(2) 行政組織・機構の見直し

① 総合支所・分庁併用方式への移行が円滑に実施され、情報の共有化のもとで、事務事業がさらに促進するよう万全を期して欲しい。

② 設置された委員会及び審議会の委員の選出については、女性を含む3割程度の公募を基準とする。

(3) 定員管理及び給与等の適正化

① 合併協定書の趣旨に則り、早急に本庁方式の実現を図り、生名橋の開通に伴い職員的大幅削減に努める。

② 職員の適正な人事評価方法を構築し、能力主

義の推進を図る。

③職員の採用方法を明確にし、透明性を図ると共に、現職員の資質の向上に努める。

④人材育成の基本方針に基づき、指導・監督体制を確立させ、業務の遂行に当たる。

④財政構造の体質強化

①公有財産の有効活用を努め、売却を含め適切な管理・運用を図る。

②公有財産等の使用料・手数料を見直し、原則、受益者負担とする。

⑤協働のまちづくりの推進

①まちづくり懇談会の実態と会の内容を公表し、町民全体で情報の共有化を図る。

⑥議員定数等の見直し

①合併協定書の趣旨に則り、全町一区制を要望とする。合併協定書の協定内容を遵守するために、町長提案事項として議会で審議して欲しい。

②町議会議員の議会及び議員研修会への出席率の向上を図り、議会議員の資質の向上に努め、議会の活性化を要望する。

③議員報酬の日当制については検討課題とする。

上島町行政改革推進委員会委員長

委員長

副委員長

委員

益田 順守
福井 一明
亀山 和麿
池本 安子
関戸 勝由
浜田 高嘉
宗近 雄一

下水道使用料金について

下水道で地下水（井戸水）を使っているご家庭の使用料は、住民票の人員により算定しています。但し、左記の場合は、届出により使用人数を調整いたします。

【対象者】

（ア）住民票が上島町にあり、学生、単身赴任、施設等入所、長期入院、その他の事情で生活の拠点が他市町村にある方
（イ）住民票が他市町村にあり、学生、単身赴任、施設等入所、長期入院、その他の事情で生活の拠点が上島町にある方

【提出書類】

一、世帯人員変更届書
二、添付書類 ①在学証明書または学生証の写し ②アパート等の賃貸契約書 ③長期入院は入院証明書、領収書の写し等 ④その他生活の拠点が別であることを確認できるものの写し

※これらの長期不在を証する書類の添付が困難な場合、届出書に上水道検針員等の署名押印が必要となります。

【注意事項】

・届出書がない場合、住民基本台帳に基づく人員数の徴収となります。
・世帯人員変更届書の提出は、年度毎に更新が必要です。（毎年3月1日から3月末まで）
・検針のお知らせの契約情報の人数と実際に住まわれている人数に誤りがある場合は、随時世帯人員変更届出書を提出してください。

【問合せ先】

上島町産業建設部公営事業課 下水道係
TEL 0897（77）4545

平成22年度

国家公務員中途採用者選考試験

【受験資格】 昭和45年4月2日～56年4月1日

生まれの方（学歴・職歴は不問）

【採用予定数】 全区分合計で130名程度（詳細は5月10から配布する受験案内を参照してください）

【採用予定日】 おおむね平成23年4月1日

【受付期間】 6月22日（火）～29日（火）

【試験の区分】

・行政事務（国の官署における一般の行政事務）
・税務（税務署などにおける国税の賦課・徴収等の事務）
・機械（地方運輸局などにおける自動車の検査、整備事業の発達、改善等の技術的業務）
・林業（森林管理局などにおける森林の保護・管理、造林等の森林施業等の技術的業務）
・皇宮護衛官（天皇皇后両陛下・皇族各殿下の護衛業務と皇居・御所等の警備業務）
・刑務官（刑務所、拘留所などにおける被収容者に対する日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導及び保安警備等の業務）
・入国警備官（入国者収容所及び地方入国管理局などにおける不法滞在者の摘発、被収容者の処遇、送還等の業務）

【一次選考日】 9月5日（日）

【受験案内請求先】 人事院四国事務局

〒760-0068 高松市松島町1-17-33

TEL 087-831-4765

FAX 087-831-5315

【問合せ先】 人事院人材局試験課

TEL 03-3581-5326（直通）